

令和3年度報酬改定による運営基準の変更点

1 障害者虐待防止のさらなる推進

障害者虐待防止の更なる推進のため、以下の項目が令和4年4月から義務化されています。

①虐待防止委員会の設置等の義務化

定期的（年に1回以上）に開催し、検査結果を従業者に対し、周知徹底を図る

②従業者への研修の実施の義務化

研修の定期的（年に複数回）に実施

③虐待防止に係る責任者の設置の義務化

虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための担当者の設置が義務化

①虐待防止委員会の設置等の義務化

【役割】

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待発生時やその疑いが生じた場合、検証結果と再発防止策の検討内容や結果を従業者へ周知

【留意点】

- ・委員会は定期的（年1回以上）に開催し、記録を残すこと
- ・委員の責務及び役割分担を明確にしておくこと
- ・委員会には必ず虐待防止担当者と管理者が参加すること
- ・できる限り外部の第三者を加えること
- ・事業所単位ではなく、法人単位での設置も可能
- ・身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営可能

②従業者への研修の実施の義務化

【研修の実施】

- ・虐待防止委員会が定めた研修プログラムに沿って、定期的に（年1回以上）研修を実施
- ・研修の実施記録（内容、参加者）
- ・新規採用時には虐待防止の研修を実施
- ・研修は関係職員全員に対して行うこと（勤務形態に関わらず、事務や運転等の業務を担う職員も対象）
- ・実施方法は、内部研修と外部研修のどちらでもかまわない。

③虐待防止に係る責任者の設置の義務化

【虐待防止責任者の配置】

- ・相談系サービス※は、相談支援専門員を虐待防止責任者とすることが望ましい。

※相談系サービスは次のとおり

（自立生活援助事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び一般相談支援事業所）

2 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の項目が令和4年4月から義務化されています。

①身体拘束適正化検討委員会の設置等の義務化

定期的な（年1回以上）に開催し、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ることが義務化

②身体拘束等の適正化のための指針の整備

身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化

③従業者への研修の実施の義務化

従業者に対し、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的（年1回以上）に研修の義務化

（※①～③に係る減算は、令和5年4月から適用）

①身体拘束適正化検討委員会の設置等の義務化

【役割】

- ・身体拘束適正化のための計画づくり
- ・身体拘束適正化のためのチェックとモニタリング
- ・不適切な身体拘束やその疑いが生じた場合、検証結果と再発防止策の検討内容や結果を従業者へ周知

【留意点】

- ・委員会は定期的（年1回以上）に開催し、記録を残すこと
- ・委員の責務及び役割分担を明確にしておくこと
- ・委員会は幅広い職種により構成すること
- ・第三者や専門家を加えることが望ましい。
- ・事業所単位ではなく、法人単位での設置も可能
- ・虐待防止委員会と一体的に設置・運営可能

②身体拘束等の適正化のための指針の整備

【指針の整備】

指針は以下の項目を含めること

- ・身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ・身体拘束適正化のための職員研修に関する基本的方針
- ・事業所内で発生した身体拘束等の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

③従業者への研修の実施の義務化

【研修の実施】

- ・虐待防止委員会が定めた研修プログラムに沿って、定期的に（年1回以上）研修を実施
- ・研修の実施記録（内容、参加者）
- ・新規採用時には身体拘束等の適正化の研修を実施
- ・研修は関係職員全員に対して行うこと（勤務形態に関わらず、事務や運転等の業務を担う職員も対象）
- ・実施方法は、内部研修と外部研修のどちらでもかまわない。

3 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するための取組として、全ての障害福祉サービス事業者等を対象に以下の項目が義務化されます。（令和3年度から3年間の経過措置の後、令和6年4月から義務化。）

①業務継続計画の策定の義務化

感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

②定期的な研修及び訓練の実施の義務化

③業務継続計画の定期的な見直し

①業務継続計画の策定の義務化

業務継続計画には、以下の項目等の記載が必要です。なお、各項目の記載内容については、厚生労働省が提示している「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」をご参照ください。

<感染症に係る業務継続計画>

- (1)平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- (2)初動対応
- (3)感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

<災害時に係る業務継続計画>

- (1)平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- (2)緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- (3)他施設及び地域との連携

②定期的な研修及び訓練の実施の義務化

【研修の実施に関する留意点】

- ・定期的（年1回以上※障害者支援施設、障害児入所施設は年2回以上）な教育を開催すること
- ・研修の実施内容についても記録をすること
- ・感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延防止の研修と一体的な実施も可能

【訓練に実施に関する留意点】

- ・業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染症や災害発生時に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上※障害者支援施設、障害児入所施設は年2回以上）実施すること
- ・感染症の業務継続に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的な実施も可能

③業務継続計画の定期的な見直し

業務継続計画において重要な取組は、あらかじめ担当者を明確にし、情報を確実に把握したうえで、全体の意思決定者（理事長・管理者・施設長等）により指示が的確に出せるような仕組みが必要。

4 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、以下の項目が義務化されます。(令和3年度から3年間の経過措置の後、令和6年4月から義務化。)

①感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図る

②指針の整備の義務化

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

③定期的な研修及び訓練の実施の義務化

①感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

A：訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）、相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援）、就労定着支援、自立生活援助

・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）をおおむね6ヵ月に1回以上、定期的に開催すること

・委員会構成員の責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を定めておくこと

【留意点】

- ・感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい
- ・他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない
- ・他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない

B：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

・事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）をおおむね3ヵ月に1回以上、定期的に開催すること

・委員会構成員の責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を定めておくこと

【留意点】

- ・幅広い職種（例えば管理者、事務長、医師、看護職員、生活支援員（児童指導員）、栄養士又は管理栄養士）により構成すること
- ・他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない
- ・事業所以外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい

②指針の整備の義務化

指針の整備に際しては、以下の対策対応を規定することが必要です。なお、規定項目の内容や研修及び訓練の実施に際しては、厚生労働省の提示する「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」をご参照ください。

<平常時の対策>

①事業所内の衛生管理（環境の整備等）

②支援にかかる感染対策（手洗い等の標準的な予防策）

<発生時の対応>

- ①発生状況の把握
- ②感染拡大の防止
- ③医療機関や保健所、県・市町村等関係機関との連携報告

③定期的な研修及び訓練の実施の義務化

従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と研修の実施内容についての記録が必要です。（上記 A に該当するサービス：年 1 回以上、上記 B に該当するサービス：年 2 回以上）

研修は、厚生労働省の提示するマニュアルや研修動画を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えありません。また訓練は、感染症発生時に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえで支援の演習等を実施してください。